（適格特例投資家限定事業の開始に係る届出）

第七十八条　法第五十九条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　相手方又は事業参加者となる適格特例投資家の商号又は名称、種別及び主たる事務所の所在地

二　不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業者に委託する場合にあっては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地

2　法第五十九条第二項の規定による届出は、別記様式第二十四号による届出書を提出して行うものとする。

3　前項の届出書及び法第五十九条第三項の規定による添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（適格特例投資家限定事業開始届出の添付書類）

第七十九条　法第五十九条第三項第四号の主務省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

一　役員が法人であるときは、当該法人の商号又は名称並びに当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所を記載した書面

二　役員及び令第十四条で定める使用人の略歴又は沿革を記載した書面

三　適格特例投資家限定事業の業務を執行するための組織に関する事項を記載した書面

2　法第五十九条第三項第三号に掲げる書面及び前項各号に掲げる書面の様式は、別記様式第二十五号によるものとする。

（適格特例投資家限定事業開始届出書の記載事項の変更の届出）

第八十条　法第五十九条第五項の規定による変更の届出は、別記様式第二十六号による変更届出書を提出して行うものとする。

2　法第五十九条第五項の規定により届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第五十九条第二項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　法第五十九条第二項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第十四条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第十四条で定める使用人となる者に係る前条第一項第二号に掲げる書面

三　法第五十九条第二項第三号に掲げる事項についての変更（事務所の廃止に伴うものを除く。）　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

四　法第五十九条第二項第六号に掲げる事項についての変更（定款又はこれに代わる書面の変更を伴うものに限る。）　変更後の定款又はこれに代わる書面

3　前項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（適格特例投資家限定事業に関する帳簿書類の作成等）

第八十一条　適格特例投資家限定事業者は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに次に掲げる書類を調製することにより、法第六十一条第一項に規定する適格特例投資家限定事業に関する帳簿書類を作成するものとする。

一　事業参加者の商号又は名称及び住所その他の連絡先を記載した書面

二　不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から生ずる収益又は利益の明細を記載した書面

（新設）

（新設）

（新設）